

第 7 8 号

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

高島市長 今 城 克 啓

公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者を次のように指定することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称
高島市新旭森林スポーツ公園
- 2 指定管理者となる団体の名称および所在地
一般社団法人いまづジョイナスクラブ
代表理事 早川 廣次
滋賀県高島市今津町大供大門二丁目 7 番 4 号
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで